

## 静岡市認定こども園等連絡袋広告掲載募集要項

静岡市認定こども園等連絡袋に広告を掲載していただける広告主を募集します。

### 1 広告媒体の概要

- (1) 名称 静岡市認定こども園等連絡袋
- (2) 用途 認定こども園・保育園等から保護者あてのお知らせ等を入れます。
- (3) 詳細 別紙仕様書のとおり

### 2 広告掲載のメリット

認定こども園・保育園等から保護者あてのお知らせ等を連絡袋に入れ、1年間繰り返し使用するので、使用頻度は極めて高く、保護者が目にする機会も多いです。

### 3 広告の規格

- (1) 規格 長3封筒
- (2) 色 フルカラー

### 4 広告枠の位置等

- (1) 広告枠の位置 連絡袋（長3封筒）の裏面
- (2) 枠数 1枠（縦190ミリメートル、横110ミリメートル程度）
- (3) 掲載期間 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

### 5 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 令和6年7月5日必着
- (2) 提出書類
  - ・認定こども園等連絡袋広告掲載申込書（様式第1号）
  - ・企画提案書
  - ・広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
  - ・事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
  - ・資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し
- (3) 申込対象者  
市内事業者（市内に事業所を有する事業者）  
※広告代理店が応募するときは、市内事業者である広告主を対象としてください。
- (4) 申込方法  
静岡市幼保支援課システム係あて、持参又は郵送
- (5) 申込できない者
  - ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
  - ・各種法令に違反している事業者
  - ・暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
  - ・消費者金融又は事業者金融を営む事業者
  - ・利殖を目的とした投資・投機のおつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

## 6 広告原稿の提出方法

- (1) 提出期限 令和6年7月22日(月)
- (2) 提出方法 静岡市幼保支援課システム係あて、持参又は郵送

## 7 広告の適否審査

### 【1次審査】

所管課において、静岡市広告掲載基準に基づいて審査を行います。

### 【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

## 8 選定方法（総合審査）

提出された書類に基づき、当該事業の趣旨に合ったもので、企画内容、制作体制、適格性、地域経済への寄与度などを総合的に評価し、選定します。

## 9 決定通知

広告掲載・非掲載の決定は、令和6年9月30日(月)までに通知します。

## 10 広告主の責務

- (1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
- (3) 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 11 協定書の締結

選定された事業者は、市との間で別途協定書を取り交わしていただきます。

## 12 申込み及び問合せ先

静岡市子ども未来局幼保支援課システム係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054(354)2630